令和4年 1月　No.310

愛知県行政書士会報

愛知

■新年のごあいさつ
■行政書士制度広報月間無料電話相談会
■令和3年度第1回新入会員基礎研修会

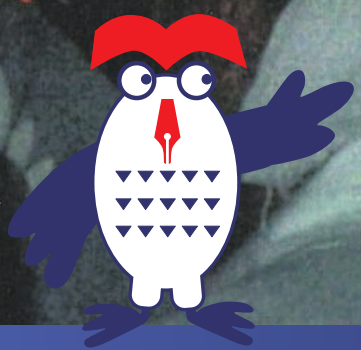

愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

秋葉山圓通寺「火渡り神事」

目次

今こそ輝く！……愛知県行政書士会　会長　前田　　望…… 1

新春を迎えて……愛知県知事　大村　秀章…… 2

“世界に冠たるNAGOYAへ”……名古屋市長　河村　たかし… 3

行政書士制度広報月間無料電話相談会…… 4

令和３年度第１回新入会員基礎研修会…… 4

初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会…… 5

愛知県行政書士会役員研修会…… 5

事業承継について　第８回……税理士・公認会計士　浅野　佳史… 6

お知らせコーナー　ライブラリ研修動画一覧…… 9

ライブラリ研修申込書……11

業務相談会のお知らせ……12

業務相談会申込書……13

会員訪問記（一宮支部　今井　隆昌会員）……会報委員　西川　清美…14

支部だより……15

事務局だより……28

会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……30

コスモスあいちコーナー……36

あとがき……37

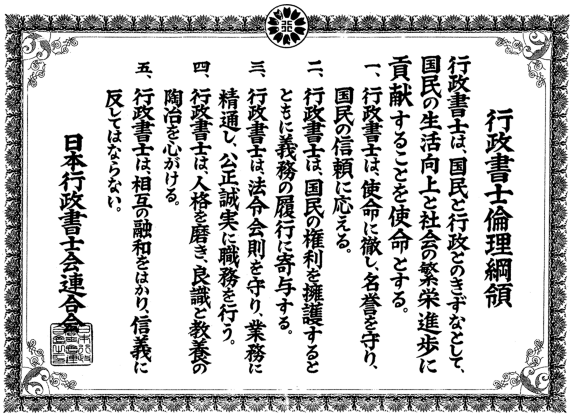

今こそ輝く！

愛知県行政書士会会長　前田　　望

１．はじめに

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えになられたことと、心よりお喜び申し上げます。

今年、この新年の挨拶に当たり、思いを強くしていることは、私たち行政書士は「今こそ輝く！」、輝ける、そう強く信じて今を全力で邁進する、ということです。私自身、昨年１年を振り返ってみても、自分がこれまで大切にしてきたものを変わらず大切にしながらも、デジタル化の波に乗り遅れないよう、情報収集、スキルの習得にはこれまで以上に力を入れ、さらには愛知会会長として、会の運営にも反映させてまいりました。もちろんこれからもその姿勢に変わりはありません。皆様と共に手を携えて前進し、行政書士一人一人が輝ける、そのために力を尽くしてまいります。

２．行政書士としての展望

私たち行政書士業務に直接的に影響を及ぼす、行政手続きのデジタル化は、急ピッチで進められています。そのような状況の中で今、市民生活と密接に関わる部分での行政書士に期待される役割は、非常に大きくなっています。今後もますます行政や国民からの期待が高まることは想像に難くありません。その期待に応えるためにも、私たち自身が社会の変革速度に乗り遅れるわけにはいきません。

日頃から国民と行政をつなぐ行政書士が、行政手続きデジタル化の急速な展開の中において、デジタル難民を救うため、今こそ大いに役立つときが到来したのです。この認識をもって国民と向き合ってこそ、行政書士としての未来は開け、輝けると私は信じています。

３．行政のデジタル化を支え国民との架け橋となる

デジタル庁の「すべての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現」するための取り組みに対して、日行連が関係省庁等に対し提案型のアプローチを積極的に推し進めており、その動きに呼応して、愛知会を挙げて、行政手続きサポートのお手伝いを支部や先生方にお願いしてまいりました。ご存じのように既に、コロナ禍での月次支援金申請サポート事業に始まり、マイナンバーカードの代理申請手続事業に至るまで、行政から依頼を受けて全国の行政書士が一丸となって、その期待に応えるべく、まさに国民と行政をつなぐ橋渡しとしての役割を果たし、デジタル化の恩恵を国民に行き渡らせるという大役に応えてきました。国民との距離がさらに近くなった今、「街の法律家」としての本領をより一層発揮できるときが来たと言えるでしょう。

４．おわりに

愛知会は今後も会としてのチームワークの強化を図り、デジタル・デバイドの是正に力を尽くして参ります。そのためには私自身もその旗振り役にとどまらず、一行政書士としても、橋渡し役、デジタル化への対応レベルを高めていく所存です。国民も会員も誰一人取り残さない、デジタル難民を作らない、そのためにも必要な研修会、支援事業への参加等、手段を尽くし、手厚く迅速に対応してまいります。

まだまだ行先には霧がかかって見通しが立たない状況ですが、霧が晴れた暁には、誰一人時流に取り残されることなく、国民の権利利益の実現のためのデジタル化に対応したシステムの構築の中で、より一層行政書士としての輝きを魅せる１年となりますよう心より祈念し、私からの年頭の挨拶とさせて頂きます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

新春を迎えて

愛知県知事　大村　秀章

あけましておめでとうございます。

新たな年が、愛知県行政書士会の会員の皆様方にとりまして素晴らしい１年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、皆様方には、平素より県行政の円滑な推進にひとかたならぬお力添えをいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が、県民生活や経済活動に大きな影響を与える中、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくため、オール愛知で一丸となって、感染症の「克服」に向けた取組を進めてまいりました。

こうした中でも、ジブリパークの整備推進、世界最高クラスのアリーナとなる愛知県新体育館、国内最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」の整備着手など、感染症克服後を見据え、将来にわたって、日本の成長をリードし続ける愛知を形作っていけるよう、愛知を「前進」させた１年となりました。

世界は、グローバル化の進展やそれに伴う感染症リスクの増大、デジタル技術の急速な発展などにより、加速度的な変化を遂げています。今後も、愛知が日本の成長エンジンとして、我が国の発展を力強くリードしていくためには、そうした変化に的確に対応し、イノベーションを巻き起こしていかなければなりません。

今年も、国内外の優れたスタートアップと地域のモノづくり企業とのオープンイノベーションにより、イノベーションが次々と創出される、愛知独自のスタートアップ・エコシステムの形成を促進するとともに、海外先進地域との連携を深め、世界に例を見ないグローバルなイノベーション創出拠点の形成を目指します。

また、リニア大交流圏を見据えた社会インフラ整備、農林水産業の振興、教育・人づくり、女性の活躍、医療・福祉、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民生活と社会福祉の向上にもしっかりと取り組んでまいります。

今年７月には、３年に一度の国際的な現代アートの祭典、国際芸術祭「あいち2022」を開催します。秋にはいよいよ、ジブリパーク全５エリアのうち、「青春の丘エリア」「ジブリの大倉庫エリア」「どんどこ森エリア」の３エリアが開業します。愛知の魅力を高める取組を着実に進め、国内外での愛知のプレゼンスをより一層高めてまいります。

2022年は、1872（明治５）年に現在の愛知県が誕生してから、150周年にあたる記念すべき年です。県民の皆様に、郷土への愛着と誇りを改めて持っていただき、そして、将来も愛知県に住み続け、愛知をより良くしていきたいと思っていただけるよう、今年も全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご活躍と貴会の一層のご発展をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

2022年元旦

“世界に冠たるNAGOYAへ”

名古屋市長　河村　たかし

年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。市民・事業者の皆様には、ウィズコロナ下において、新たな年をお迎えのことと存じます。

昨年は、緊急事態宣言等が発令された際、不要不急の外出自粛、営業時間短縮などの感染症対策に大変なご協力を頂き御礼申し上げます。本市においては、「感染者・濃厚接触者に対する積極的疫学調査」や感染状況に応じた幅広い丁寧な健康観察の体制強化、医療提供体制の維持に取り組むとともに、ワクチン接種では医療関係者はじめ皆さまの多大なご協力を頂くことで、早期に計画目標を達成することができました。改めて御礼を申し上げますとともに、私ども行政は引き続き市民の皆さまの「いのち」を守るために行政だからこそできる感染症対策を職員一丸となって取り組んでまいります。

一方、ナゴヤの「くらし」においては、市内金融機関と連携する「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」を継続し、厳しい経営環境にある事業者の方々を応援してまいりましたが、本年には未だ回復への道半ばにあります市内経済をさらに盛り立てるための日本一の経済対策を講じてまいります。過去最大の約50億円分・30％のポイント付与率及びプレミアム率による、総額約200億円のスマートフォンを活用した電子商品券と紙のプレミアム商品券を発行することで、ナゴヤの消費を大いに盛り上げてまいります。経済波及効果は１年間で約220億円を見込んでいることから、キャッシュレス決済の利用促進等によりナゴヤのデジタルトランスフォーメーションを進める未来への投資となるとともに、コロナ禍で傷ついているナゴヤの経済の回復に寄与するものと強く確信しております。

コロナ禍によりこれまで当たり前のようにあった日常や社会経済は一変しました。しかし、戦後の焼け野原から弛まぬ努力で世界でも有数の都市へと復活したように、私たちは再び力強い一歩を踏み出していかなければなりません。令和の時代は、リニア中央新幹線の開通による世界最大の都市圏（スーパー・メガリージョン）の誕生、愛知・名古屋2026アジア競技大会の開催、そして誇りと郷土愛に溢れる名古屋城天守閣の木造復元など、「世界に冠たるNAGOYA」へ向けて、さらに大きく踏み出す時代となります。

その新たな時代の主人公となるナゴヤの子どもたちが幸せを感じ、自らの「針路」に夢と希望をもって健やかに成長できるよう、子どもを全力で守り、応援するべく、子どもが楽しいと感じられる新しい学校づくりにも取り組んでまいります。

ナゴヤの復興とさらなる発展のため、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和４年元旦

行政書士制度広報月間無料電話相談会

広報部　伊藤　直仁

日　時　令和３年10月２日㈯
　　午前10時～午後４時
場　所　愛知県行政書士会館

毎年10月第１土曜日に行われる行政書士制度広報月間無料電話相談会を前田会長を含め相談員・広報部員合計10名で開催しました。

事前の開催案内は、NHKラジオで放送された上、当日午前９時45分頃より11時頃までNHKテレビの取材を受け、お昼のNHKニュースで、前田会長のインタビューや相談会場の様子が放映されました。

放送終了後には用意した電話５回線が常に使用されているという状況が終了時間である午後４時迄続き、一時は電話相談が終わり受話器を置いた瞬間に次の相談電話が鳴るという状況で、相談員は相談内容を記録する間も与えられないという状況でした。

結果相談件数は６時間で58件となり例年を大きく上回り、その内容は主に相続手続き、遺言に関するものが殆どでした。

以上の如く電話相談会を終えることができ相談員は非常に大変でしたが、より多くの人に行政書士の存在及び有用性を認識して頂けたと感じる次第でした。

令和３年度第１回新入会員基礎研修会

法務部　佐藤　甫

日　時　令和３年10月21日㈭
　　午前10時30分～午後５時
場　所　名古屋国際会議場　会議室141－142
出席者　97名

今回の新入会員基礎研修会は、本来なら愛知県行政書士会館で開催するはずでしたが、新型コロナウイス感染症の影響により名古屋国際会議場で開催する事になりました。

午前は、愛知県総務局総務部の清田佳治様をお招きして、「愛知県における行政のデジタル化について」の講義をして頂きました。愛知県における行政のデジタル化の取組についての最新情報を知ることが出来ました。貴重な時間をいただき本当にありがとうございました。

午後からは、新入会員基礎研修会恒例の各業務部部長による部会の説明、業務の紹介がありました。各部長は、これまでの自分の経験や業務に対する熱い想いをお話しになりました。新入会員の皆様方にとっては、大変貴重なお話でした。

新入会員基礎研修会終了後も、新入会員同士名刺交換をしながら今後の業務等についてお話をしていました。

講師の皆様、新入会員の皆様、長丁場本当にありがとうございました。

初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会

法人経営部　黒澤　淳

日　時　令和３年８月27日㈮
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階
出席者　ライブ配信のみ（WEB　106人）

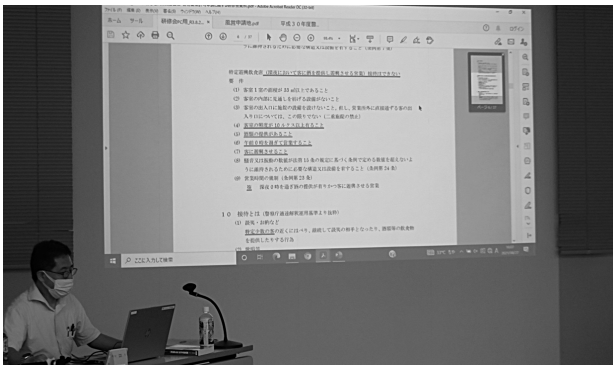

法人経営部では、８月27日㈮会員からの相談が特に多く寄せられる風俗営業許可申請、古物営業許可申請に関する初心者を対象とした研修会を、前半に風俗営業許可申請に関する研修、後半に古物営業許可申請に関する研修を開催しました。

風俗営業許可申請に関する研修では、申請にあたり警察本部からも特に指摘されている「本人確認」、押印が廃止されたことによる「記名」についての取扱いを、そして何より自分自身を守るためにどのように対応したらよいかを重点に講義をさせていただきました。

申請書類の大部分を占める図面については、大野部員から他の行政書士が作成した図面、建築士等が作成した図面をそのまま使用しないこと、他の行政書士が作成した図面を参考にする場合であっても必ず現地に赴き「設備・照明等の配置、数量、営業所の内寸」を必ず確認すること等についてご講義いただき、芳賀次長からは、申請書を作成する上での注意点、所轄申請窓口での注意点等についてご講義いただきました。

後半の古物営業許可申請については、古物営業法上の古物の概念と、一般社会における古物の概念が異なる点、古物営業法上の古物の分類、そしてどのような場合に古物営業許可が必要かについて講義をさせていただきました。

当初、この研修会を開催するにあたり、講師が一方的に話すのではなく、参加者に此方から要所要所で問題を提起し、それに答えて頂くスタイルでの研修会を予定していたのですが、コロナ禍のためライブ配信のみの開催となってしまい実現することができませんでした。コロナ感染が終息し、会館に集合しての研修会の開催が可能になれば、是非開催したいと思います。

この研修会が、新入会員の皆様、そして初めて風俗営業許可申請手続き、古物営業許可申請手続きに携われる先生方の一助になればと願っています。

愛知県行政書士会役員研修会

法務部　山本　嘉和

日　　時　令和３年11月24日㈬
　　午後３時～４時
場　　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
研修内容　愛知県における行政のデジタル化について
出 席 者　67名

新入会員基礎研修会では、３回続けて愛知県の担当部局の方にお越し頂き、“行政のデジタル化の推進”についてお話し頂いているところですが、今回は役員研修会におきまして、愛知県総務局長の林全弘氏をお招きし「愛知県における行政のデジタル化について」のタイトルでご講演頂きました。

今年の９月に国においては「デジタル庁」が発足し、スピード感を持って推進することを決定しています。

私たち行政書士が業務を進めるうえで、行政のデジタル化の波に乗り遅れることなく共に進んでいくためには、その動向を日頃から把握しておく姿勢が必要です。そういう意味で、非常にタイムリーで重要な話が聞けたと思っています。

一時に比べれば沈静化している新型コロナ感染症ですが、未だ会館に集まる役員とウェブ参加による役員混在の変則的な開催になりました。真剣に聞き入っている姿、研修最後に活発な質疑があったことは、「行政のデジタル化」に対する役員の皆さんの関心の高さの現れでしょう。

このところ愛知県の職員の方が、積極的に行政書士会の研修でお話し頂けるのは、行政の方々が行政書士の仕事をしっかり理解して頂いている証かな？と嬉しく思いますし、逆に身の引き締まる思いもする研修となりました。

事業承継について　第８回

浅野佳史税理士事務所　税理士・公認会計士　浅野　佳史

会員の皆様、新年おめでとうございます。今年は、コロナ感染も収まり、皆様の周りの経営者の方々が経済活動を再開することができたところだと思います。これからどのようにして事業を継続し、生き延びていくかが懸命に熟慮されている頃ではないかと思います。（昨年の11月半ばに原稿を書いております）このような状況下で事業承継に関する連載も第８回目となりました。そして特例事業承継税制の届出期間も後１年余りとなりました。新年早々ではありますが、忙しい経営者の方々に事業承継の実施方法等について雑誌を読むような気軽な感じで理解を深めて頂けたらと思い、中小機構作成の電子ブック中小企業経営者のための事業承継対策（令和３年度第２版）をご紹介させて頂きます。今回、ご紹介するのは経営者向けのものです。ネットで検索頂くと同じ題名で支援機関向けと記載されたものもあります。ご興味ある方は両方読んで頂ければと思います。

事業承継について連載して参りましたが、振り返りますと、税務面に偏ってしまった感があり、反省しております。事業承継及びその支援策の全体像を理解して頂く一助にもなれば幸いです。

（電子ブックの章立て）

第１章　中小企業を取り巻く事業承継の現状と計画的な事業承継の取り組みの必要性

第２章　事業承継の取り組み

第３章　事業承継に関する支援施策の紹介

（各章のダイジェスト）

＜第１章＞は事業承継の計画的な取り組みの必要性について具体的に書かれています。現状、経営者が60代の会社で後継者不在の割合が半数の状況にあり、これから後継者を決める必要のある会社がかなり多いことがわかります。また、実際に後継者へ引き継ぐ場合、取引先との関係維持や補佐する人材の確保で苦労したということが紹介されています。事業承継は早めの取り組みが重要です。この章で是非読んで頂きたいのは、計画的に事業承継を取り組まないと事業承継に支障が出る代表的なケースを紹介している部分です。

４つのケースが紹介されています。どのケースもリアリティがあり、そうなる前に何をすれば良かったかのポイントも記載されています。この部分を読むだけで１章のメッセージは十分に伝わるというのが私の感想です。

＜第２章＞は事業承継の取り組みです。事業承継は人・資産・知的資産を承継するものです。相続対策だけが全てではありません。

会社を存続させてさらに業績を上げていくことが後継者に求められます。後継者は現経営者との対話を通じて会社の強み・弱みを理解することが肝要です。特に知的資産（経営理念、人材、技術、ブランド、ノウハウ、顧客とのネットワーク等）を把握する必要があります。この部分についてはコラム老舗の強み、生き残りのポイント及び現経営者と後継者の事業についての対話をご一読ください。

さらにこの章では事業承継の勧め方を承継課題としてコンパクトにわかりやすくまとめてあります。承継課題は全部で11個です。①関係者の理解②後継者教育③「会社の魅力」の磨き上げ④株式・財産の分配⑤後継者への生前贈与⑥会社法の活用⑦遺言の活用⑧経営承継円滑化法の活用（いわゆる納税猶予制度です）⑨個人保証・担保の処理⑩Ｍ＆Ａの検討⑪各種支援策の活用です。これらの課題について、親族内承継・従業員等への親族外承継そして第３者への親族外承継の３つに分けて取り組むべき承継課題が列挙され、その課題毎に解説がされています。いずれの方法にも共通する承継課題は「会社の魅力の磨き上げ」（会社の価値を理解し高める）です。これは後継者が決まらなくても取り組まなければなら

ない課題と言えます。

親族及び従業員等へ承継する場合の共通する課題は、関係者への理解・後継者教育そして個人保証・担保の処理です。関係者への理解や後継者教育は事業承継で苦労した点として挙げられており、やらなければ始まりませんが苦労も多く時間もかかる事です。親族や従業員等の身内に承継する場合は早くから準備することが大変重要であることがわかります。

個人保証・担保の処理という課題ですが、この点については今までの連載では触れてきませんでした。対策として「事業承継特別保証」の活用や「経営者保証コーディネータ」による支援が紹介されています。詳細は次回に記載致します。

株式・財産の分配、会社法の活用そして経営承継円滑化法等の活用という課題については、親族承継と従業員等への承継では行う内容が異なります。親族内承継では後継者への自社株式・事業用資産の集中と後継者以外の相続人への配慮の２つの観点に重きを置き対策を実施します。一方、従業員等へ承継する場合は、株式等を買い取る資金がないケースを想定して対策を実施します。

後継者への贈与や遺言は通常親族内承継の課題になるかと思います。Ｍ＆Ａの検討は第３者への承継の課題です。なお、各種支援策は第３者への承継課題として書かれておりますが、広く考えますと事業承継のすべてのパターンに該当することでもありますので、ご参照頂ければと思います。

そして、２章の締めとして事業承継計画の策定方法について書かれています。策定にあたっては会社の概要（株主の構成を含む）、経営者の個人財産の状況そして事業承継の基本方針（誰を後継者とするかを含む）を整理しておく必要があります。これらの点を俯瞰し把握するための質問事項が載っていますので、皆様のお客様にもご一読して頂き、事業承継計画策定の一助となればと思います。さらに事業承継の基本方針や事業承継計画書も載っております。実際に事業承継税制の届出を行う際に使えるものだと思います。是非、ご参照頂ければと思います。

＜３章＞は中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律・制度の紹介です。実際に事業承継対策を実施する上でこれらの法律・制度を活用することで課題を解決できる事があると思います。実際に取り組む際にご一読して頂きたい章です。紹介されている法律・制度は①事業承継税制②民法の特例③金融支援④会社法の特例⑤その他です。

①の事業承継税制は連載でご紹介した内容です。図や表を交えて分かりやすく書かれています。なお、事業承継を機に経営革新や事業転換を行う場合の制度として、事業承継補助金・持続化補助金・小規模企業共済が紹介されています。また、Ｍ＆Ａ時の減税措置として経営力向上計画の認定を受ければ登録免許税や不動産取得税が軽減されます。併せてご確認ください。

②民法の特例は遺留分対策です。遺留分とは被相続人の兄弟姉妹を除く法定相続人に対して保障される最低限の遺産取得分です。遺言の執行等で遺産分割された際に法定相続人の遺留分を下回る遺産しか取得できなかった相続人は遺留分侵害額請求をすることができます。事業承継を行う場合、後継者に遺産が集中し、結果、他の法定相続人の遺留分を侵害することは十分にあり得ることです。遺留分の計算上、事業承継株式等について特別な計らいを行い、遺留分を侵害せずに事業承継が円滑に進める為の制度です。⑴除外合意と⑵固定合意があります。除外合意とは先代経営者から後継者へ生前贈与された承継株式その他一定の財産について遺留分算定の基礎財産から除外できる制度です。但し、後継者は経済産業大臣の確認を受け、遺留分権利者全員との合意をし、その内容について家庭裁判所の許可を受ける必要があります。固定合意とは生前贈与株式の価額を合意時の評価額で予め固定する制度です。

③金融支援は融資と信用保証枠の拡大です。親族内承継では株式や事業用資産の買取り、相続税の納税資金が必要となります。親族外承継では従業員の方が承継する場合などに株式買取り資金が必要になります。また、経営者交代で銀行の借入の条件や取引先の支払条件が厳しくなることも想定されます。このような場合に都道府県知事の認定を受け、金融

機関等に申し込む制度です。会社及び個人事業の資金需要に対しては中小企業信用保険法の特例制度があります。これは信用保険の別枠を設定するものです。また、後継者個人の資金需要等に対しては株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例融資があります。なお、いずれも、都道府県知事の認定を受けて申し込みを行いますが、金融機関側でも審査がありますので、その点にはご留意ください。

㈱日本政策金融公庫では上記の制度とは別に事業承継・集約・活性化支援資金の融資があります。中小企業事業の場合で別枠融資最大７億2000万円まで、国民生活事業の場合最大7200万円（内、運転資金4800万円）までとなっております。

これ以外に事業承継時に経営者保証解除に向けた専門家による支援事業もあります。経営者保証ガイドラインを充足していれば、金融機関の審査を受け、経営者保証が解除や保証料を軽減することができます。また、事業承継特別保証制度等を利用し保証人が徴求されない借換が可能となります。

④会社法では所在不明株主の株式を取得する場合に５年以上の期間が必要でしたがこれを１年以上に短縮する特例が創設されました。この特例により事業承継手続の利用を促進する事が期待されています。

⑤その他として最後に事業承継・引継ぎ補助金制度が紹介されています。①M＆A時の専門家活用の補助金②事業承継・引継ぎ後の新たな取組への補助金があります。

以上、電子ブック　中小企業経営者のための事業承継対策（令和３年度第２版）の紹介でした。残り２回となりましたが、引き続き宜しくお願い致します。

参照　中小機構作成の電子ブック　中小企業経営者のための事業承継対策（令和３年度第２版）（経営者用）

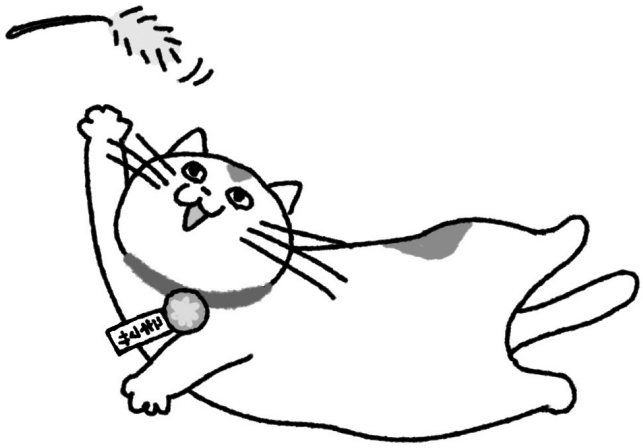

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和３年11月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第１部　産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第２部　産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		586	R 3. 5.19	経営事項審査の改正点についての研修会	○	×
9		593	R 3. 9.15	建設環境部業務研修会	○	×
10		594	R 3. 9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○
11	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
12		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
13	国際部	486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
14		509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
15		510	H27. 2.18	はじめての国際法２	○	○
16		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
17		521	H28. 1.28	初心者向け研修（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
18		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
19		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
20		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
21		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
22		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
23		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
24		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
26		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
27	国際部	562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
28		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
29	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
30		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
31		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
32		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
33		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
34		554	R 1. 9. 9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
35		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
36		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
37	土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
38		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
39		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
40		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
41		575	R 2.10.26	都市計画法［第34条１号許可］についての研修会	○	○
42		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
43		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
44	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
45		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
46		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
47		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
48		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
49		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
50		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
51		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
52		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
53		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
54		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
55		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和４年１月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

一宮支部：今井　隆昌会員

会報委員　西川　清美

今回は一宮支部副支部長であり、支部広報担当の要としてご活躍されている今井隆昌会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

―以前のお仕事と、行政書士に転身された理由を教えていただけますか？

以前は、アパレル系の会社で企画営業の仕事をしていました。仕事自体は面白かったのですが、次第に会社の状況に左右されることのない、独立開業の仕事がしたいと思案するようになり、そのための資格を取得することに興味を持つようになりました。短期間で合格できる可能性があると思った事と開業後の業務内容の自由度が高い事から、行政書士の資格取得を目指すことにしました。

2006年の行政書士試験に合格後、１年間はそのまま会社の仕事を続けながら開業の準備にあて、2008年の４月に開業しました。

―合格後2008年に開業されたそうですが、現在取り扱われている業務の内容をご紹介いただけますか？

開業してしばらくした頃に他の会員の紹介で始めた風俗営業の許可申請を、現在では得意分野としています。主に、一宮・稲沢・江南エリアで活動しています。

他にも、主に近隣の方々の相続・遺言のお仕事等を承っています。

―ご自身の業務におけるアピールポイントを教えてください。

風営の業務は、これまでに様々なケースに携わっているので、経験とスキルの蓄積があります。また、主に地元のお客様からお仕事を承っていることから、地域の状況や特性についても精通しております。このため、単に申請だけではなく、様々な営業に関するアドバイス等もすることがあります。

また、お客様のご要望があれば、夜間や土日での対応もできる限り受け付けています。

―今後の計画についてはどう思われていますか？

スタッフの拡充を図り、書類作成はある程度スタッフに任せ、自分にしかできないコンサル的業務を増やしていきたいと思っています。

例えば、風営に関しては、許可された後に開業しお店が軌道にのるまでの営業等のサポート・アドバイスも積極的にしていきたいと思案しています。また、相続・遺言に関しては、相続の前の終活のカウンセラーもしていきたいと思案しています。

―さて、今井会員は謎キャラとの評判がありますが（笑）余暇は何をされていますか？

最近は、読書にはまっていますね。

ビジネス書や、ベタですが村上春樹さんや森見登美彦さんなどの小説を読んでいます。読み始めるとつい時間を忘れてはまってしまい、寝不足になることもあります(笑)。

―最後に新入会員に向けてアドバイスをお願いします。

依頼があった業務は臆せずに（臆していても決してそのようには見えないように)、とにかく取り組んでみる事。ただ、お客様にとっては、新米かベテランかは関係ないので、パフォーマンスはきっちりと担保するよう、わからなければ、先輩たちにアドバイスを仰ぐこと。そのために、本会や支部の行事等には積極的に参加して、困った時には聞くことができる先輩たちとの関係を大事にすること。また、相続や法人設立等他士業との連携が必要になる場合もあるので、他士業との人脈も構築することは大事なことと思います。期待しています！！

今井会員におかれましては、お忙しい中、今回の取材を快くお引き受けいただき本当にありがとうございました。今後の益々のご活躍を祈念致します。

支部だより

西尾支部　10月広報月間無料相談会

会報委員　太田　知明

日　時　令和３年10月７日㈭
　　午前10時～午後３時
場　所　西尾市役所　第11相談室
相談員　加藤　隆広会員　　深谷　裕寿会員

西尾支部では、行政書士制度広報月間実施に伴い西尾市役所において行政書士・土地家屋調査士合同無料相談会を行いました。

今年の開催日は、新型コロナウイルスの感染状況に落ち着きがみられるようになりつつあったので、相談件数の増加を期待し、配布物を準備しましたが、残念ながら来場者はありませんでした。

同日関係官庁への啓蒙活動として、広報ポスター、リーフレット、メモ帳、クリアファイル等を西尾市役所内農林水産課（農業委員会）、建築課、一色・吉良・幡豆にある各支所、西尾警察署、愛知県西三河建設事務所西尾支所、幡豆水利事務所を訪問し配布しました。

本年も無料相談会の事前周知活動を例年どおりに行いましたが、来年は見直すことも検討します。

一宮支部　広報月間無料相談会の開催

会報委員　西川　清美

日　時　10月８日㈮　　午前10時～午後４時
場　所　一宮市役所本庁舎
日　時　10月14日㈭　　午前10時～午後４時
場　所　一宮市役所木曽川庁舎
日　時　10月26日㈫　　午前10時～午後４時
場　所　稲沢市役所本庁舎
日　時　10月28日㈭　　午前10時～午後４時
場　所　尾西生涯学習センター（尾西庁舎内）

一宮支部では、４日間、無料相談会を実施いたしました。

飛沫防止用衝立の設置、換気、アルコール消毒の励行、マスク着用等感染症対策を徹底いたしました。

延べ16名の支部会員が相談にあたり、４回で37組の相談を受けさせていただき、常時相談者がいらっしゃる盛況ぶりでした。特に遺言や相続に関する御相談を多数承りました。

地元FM放送局「FMいちのみや」で放送継続中の番組「出番だよ、行政書士！～あなたの街の法律家～」（第３木曜日午後０時15分から０時20分）のタイトル通り、“街の身近な法律家”として、今後もさらに市民の日常のお役に立つ情報を発信していきたいと思案しております。

西北支部　行政書士業務のコンプライアンス研修会

会報委員　太田　尚志

日　時　令和３年８月24日㈫
　　午後６時～８時
場　所　六所社　集会所
出席者　11名

西北支部では８月の研修会に西北支部の西堀俊徳会員を講師にお迎えして、無料相談会の相談員に必要な「行政書士業務のコンプライアンス」をテーマに研修を行いました。コロナウイルスの感染拡大もあり、マスク着用と手指の消毒、換気を徹底しての研修会となりました。

西堀会員は今期の法務部と私法部を担当されている副会長で、非常に豊富な知識と経験を持った先生です。

今回は、最近の新聞にも載った事件や懲戒の事例など、行政書士として特に気をつけるべきことを具体例を交えて講義していただきました。

初めに、現在の行政書士のとりまく状況をお話いただき、前半は行政書士の倫理や相続相談のポイントについて資料を参考に進んでいき、後半では職務上請求書・業際問題・法律改正・行政書士の話し方に至るまで、行政書士として大切な話を多岐にわたり解説していただきました。

コロナ禍で研修会が行えず、入会してから今回初めて支部の研修に参加された方も多く、新規会員の方に向けた力強いメッセージや激励もいただき、既存の会員にもあらためて気づかされることが多く、大先輩のその姿勢や考え方に感銘を受けました。

短い時間でしたが、名刺交換も活発に行われ、大変有意義な研修会となりました。

中央支部　令和３年度第１回国際私法業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和３年９月27日㈪
　　午後２時～４時
場　所　ライブ配信
講　師　中央支部　小泉　友会員（弁護士）
テーマ　『遺言・相続の基礎と実務での活用方法』
出席者　33名

中央支部の令和３年度第１回国際私法業務部会研修会は、弁護士としてご活躍されており中央支部会員でもある小泉友会員に講師をお引き受けいただき、「遺言・相続の基礎と実務での活用方法」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめに自己紹介の後、ご準備いただいた資料に沿って相続の基礎の確認や相続法改正のポイント、相続に関する相談を受ける際のポイント等についてわかりやすくご講義いただきました。特に遺産分割については、手続きの流れや相続人と相続財産の確定についてはもちろん、マイナスの財産の相続についても要点を整理しながら詳しく解説していただきました。

後半は遺言についてのご講義をいただき、特に遺言の方式によるメリットとデメリットの把握、遺言執行者の指定についてや遺留分への配慮など実務上のポイントを絞って詳しくご説明いただきました。

最後に事前質問へのご回答をいただき講義を締めていただきました。

講義全体を通して要所でＱ＆Ａを織り交ぜながら実務をイメージしやすいようにご配慮頂いており、とてもわかり易く、大きなテーマではありますが、限られた時間の中で大変有意義な講義内容であったと思います。今回の研修会を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

知多支部　令和３年無料相談会

支部長　河原　宏

日　時　令和３年10月１日㈮～10月７日㈭
場　所　５市５町無料相談会

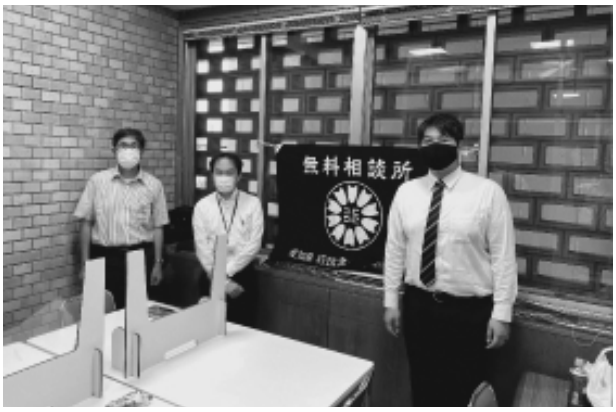

10月７日の武豊会場での相談会が終わり今年の無料相談会が無事終了しました。知多支部は支部内に５市５町あり相談会場が10会場と多数になります。10会場に３人の相談員配置となると支部にとっては大事業です。

また、今年はコロナ禍で非常事態宣言が相談会の始まる前日（９月30日）まで出されていました。その影響で市町からは緊急事態宣言が延長された場合の会場使用の対応について、市町民から相談会の実施の問い合わせも多くあり、バタバタしました。

ただ、各市町の地区幹事の方々に会場確保や広報誌への相談会開催の掲載などの市町との交渉、またパーティションなどの会場設置をしていただき、おかげで無事開催する事ができました。毎年の事ですが、地区幹事の皆さんには感謝しています。

今年の相談内容は例年同様に遺産分割や遺言書がほとんどでした。他には入管関係や農転など、なかには債権回収のための内容証明の書き方などもあったそうです。

今年は例年相談者が多い会場がワクチン接種会場と重なり相談者が少なかったり、いつもは相談者が少ない会場に多くの方がみえるなどいつもとは少し違う相談会になったようです。

バタバタしましたが、地区幹事や相談員の方々のおかげで無事に相談会を終えることが出来ました。みなさんありがとうございました。

昭和支部　令和３年度第２回市民法務研究会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和３年10月８日㈮
　　午後３時30分～６時
場　所　天白スポーツセンター　１階第２会議室
参加者　11名

昭和支部の令和３年度第２回市民法務研究会が開催されました。

愛知県厳重警戒措置が施行中でしたが、全員マスク着用、換気に留意し、検温実施の上開催しました。

第１部は無料相談会の実施報告です。今回は６月と７月に行われた日進市役所での無料相談会について、松田恒平会員、石川欽一会員により報告・発表いただきました。実際の相談内容をレジュメにして参加者にも配布し、皆で検討し共有しました。

相談会にはかなり複雑な相談が多々寄せられ、返答には広範な知識が要求されることを改めて実感されました。

第２部は伊福泰則副支部長による無料相談会対策用ロールプレイング講習です。過去に実際にあった相談内容又は予想される相談内容に基づき３パターンのテーマを決めてもらい、少人数グループで討議し発表するという形式で行いました。

講習では各グループにおいて経験上実際に起こってもおかしくなく、しかもうっかりすると誤った回答をしかねない奥の深いテーマを選定されたので、臨場感のあるロールプレイング講習となりました。

この研究会により、会員間で知識と経験を共有し相談会での対応力を磨くことは、地方自治体及び地域住民の方々の期待に応えるために役立つはずです。

相談会報告用レジュメを作成された松田・石川両会員、参加された会員の皆様、ご多用の中大変お疲れ様でした。

昭和支部　広報月間無料相談会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和３年10月12日㈫
　　午後１時30分～４時５分
場　所　日進市役所南庁舎第６会議室
日　時　令和３年10月20日㈬
　　午後１時30分～４時５分
場　所　天白区役所３階相談室
日　時　令和３年10月27日㈬
　　午後１時30分～４時５分
場　所　昭和区役所６階第４会議室
日　時　令和３年10月27日㈬
　　午後１時30分～４時５分
場　所　東郷町役場１階第２会議室

行政書士制度広報月間にあたり、昭和支部では通常の無料相談会の規模を大きくしたり、相談会前に相続・遺言に関するセミナーを開催したりするなど、広報活動に力を入れています。

今年も４つの地域で会場をお借りして無料相談会を行いました。相続・遺言セミナーは天白会場と昭和会場で行われました。

日進会場では（相談員４人、相談件数６件）、天白会場では（相談員５人、相談件数７件）、昭和会場は（相談員６人、相談件数６件）、東郷会場では（相談員２人、相談件数３件）でした。

天白会場のセミナーは今本亮太会員（写真）が講師を務め参加者は15名でした。昭和会場では岩木良太会員がセミナー講師を務め参加者は14名でした。

昭和支部では数年来、無料相談会のテーマを相続・遺言に絞って開催しています。認知度も高まっており、コロナ第５波が収束しつつある中、各会場、例年並みかそれ以上の参加者となりました。

名古屋支部　10月支部研修会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年10月15日㈮
　　午後６時30分～８時
場　所　Zoomによるライブ配信
講　師　小川　一斗志会員（豊田支部）
テーマ　『【参加型研修】建設業クイズ　社長の質問に即答しよう！』

今月の支部研修会は豊田支部の小川一斗志会員に講師をお引き受けいただき、ライブ配信にて建設業許可についての研修をして頂きました。

今回の研修は講義形式ではなく、ロールプレイング形式で行われる参加型の内容となり、インプットだけでなくアウトプットに重きを置いた研修会でありました。

全体の流れや主旨の説明後に三人程度のグループに別れ、グループワークを行い、その後に難しかった問題の質疑応答が行われました。

グループワークにおいては建設業を営んでいる社長から質問された場面を想定し、参加者内で社長役を作り実際の相談場面のようにしてグループワークを進めていきました。

また一人が答えて終わるだけでなく、他の参加者の答えや意見も交えて話し合い、参加者同士で参考にしたり、気づきを与え合うものでした。

社長役からの質問も基本的な知識だけではなく、実際に聞かれる事が多い実践的な質問まで揃っていたので、それらに対し他の方々が普段はどのように答えているのかを知る事もでき、そういった点でもとても参考になったのではないでしょうか。

名古屋支部　広報月間無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年10月15日㈮
　　午後１時～４時
場　所　港区役所
日　時　令和３年10月26日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村区役所
日　時　令和３年10月27日㈬
　　午後１時～４時
場　所　中川区役所

10月の広報月間に伴い、無料相談会を名古屋支部内の三カ所の区役所にて開催致しました。

会場によって差はありましたが、総合的に見れば盛況だったのではないかと思います。

相談内容としては相続や遺言に関するお話が多く、毎月開催している常設相談会と同じ傾向となりました。

相談者の方が訪れたきっかけも地域の広報誌を見ての事前問い合わせや予約だけでなく、選挙の期日前投票に訪れ偶然に前を通りかかったからという方も幾人かいらっしゃいました。

普段から悩んでいてもどこかへ相談に行く程でもないとお思いの方も沢山お見えのようで、そんな方たちへのアドバイスの場としてもお役に立てたかと思います。

また、偶然に通りかかった方からのご相談に対応する事で、広報月間の目的であります行政書士制度のPRを行う良い機会となりました。

尾北支部　令和３年度新人研修会第１回支部研修会

会報委員　森　優子

日　時　令和３年10月16日㈯
　　≪新人研修会≫午後２時～３時
　　≪第１回支部研修会≫午後３時30分～５時
場　所　江南市民文化会館２階第１会議室
講　師　≪支部研修会≫江南市農政課職員
　　山西　和彦様
　　伊神　貴之様

長く開催自粛が続き久方ぶりの研修会となった今研修は「新人研修」と「江南市農業委員会の現況証明の取扱い等」の内容で開催されました。

新人研修では髙田支部長が講師となり、職務上請求書の取扱いについて取り上げられ、行政書士としてのありかたや危機管理のありかたを学べる内容となりました。

支部研修では尾北支部の地域柄、土地利用業務の需要が高いこともあり、基本的な知識を前提とし実例に沿った奥の深い研修内容となりました。

質疑応答では、様々な質問が飛び交うとともに活発な議論が繰り広げられました。経験のない会員にとっても知識習得と情報交換の場として大いに身になる研修になったのではないかと感じられました。

コロナ渦で人との交流が限られ、情報交換の機会が少ないこの時期ですが、研修の合間には会員同士が情報交換する場面も多く見受けられ研修会の意味を別の角度からも再認識することができました。

海部支部　行政書士無料相談会

会報委員　新田　賢治

日　時　令和３年10月16日㈯
　　午前10時～午後３時
場　所　津島市生涯学習センター

行政書士制度広報月間にあわせて行政書士無料相談会を実施しました。新型コロナウィルス感染症の流行前は週ごとに会場を変えて３回の実施をしていましたが、今年度は感染症予防のため１回のみの開催となりました。開催に際しては、相談員全員がマスクを着用した上で換気にも配慮しました。

今年度は従来と異なる会場での開催となったため、影響が心配されましたが、多くの相談者に来場していただき、１日で13組の相談を受けさせていただきました。

相談内容の多くは相続や、遺言などの生前準備に関するものでした。相談者の中には、しっかりと下調べをして、その内容を書類にまとめた上で相談される方も複数みえ、自分の不安や疑問を解決したいという高い熱気が感じられました。

同時に専門家として、相談者が調べてこられる以上の情報の提供や提案が求められることを改めて実感しました。

名古屋支部　10月・11月無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年10月19日㈫
　　午後１時～４時
日　時　令和３年11月16日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計７名

名古屋支部が毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて開催しております常設無料相談会を10月、11月にも開催致しました。

10月には常設相談会とは別に広報月間においての無料相談会も開催致しておりました。その為に同じ中村区内にて近い日にちで二度の無料相談会を開催する事になりましたが、10月の常設相談会での相談件数に影響はなく平月並みの件数となりました。

相談内容の内訳としては相続や遺言、生前贈与に関するものが多く、こちらもこれまで同様となりました。

11月の相談会では成年後見に関しての質問及び相談もありました。相談者様のお話では最近物忘れが多くなってきており、将来的な不動産の売却などを考えた時に不安を覚え、相談に訪れたそうです。高齢化社会が進んでいく中で成年後見に対する認知度はどんどんと上がってきているように思われますし、成年後見が果たす役割も今後さらに大きくなっていきそうです。

東三支部　令和３年度第１回建設環境部会研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和３年10月20日㈬
　　午後１時30分～４時30分
　　令和３年10月23日㈯
　　午前10時～午後１時
場　所　オンライン配信
講　師　山口　妙子会員（東三支部）
　　鳥居　秀次会員（東三支部）
テーマ　『建設業許可に関する全体の流れを解説』
出席者　10月20日　22名、10月23日　17名

今回の東三支部建設環境部会研修会では、建設業許可に関する全体の流れを理解するためのオンライン参加型研修会を２日間に亘り実施しました。

１日目は山口妙子会員を講師としてお招きし『建設業許可申請の手引（申請手続編）』をテキストとして講義をしていただきました。

依頼内容から顧客が29業種のどの業種に分類されるのか、特定建設業と一般建設業の違いなどの解説や、実際には建設業を営まないが建設業許可だけが欲しいというような内容の依頼には、プロである行政書士が適切なアドバイスを行わなければならない、といった心得など山口会員の豊富な経験を踏まえた非常に意義のある内容の講義となりました。

２日目は鳥居秀次会員を講師としてお招きし『建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）（事業年度終了届編）』『経営事項審査等の手引』をテキストとして講義をしていただきました。

各種変更届出書の具体的な作成手順や、県によって様式が若干異なる等の注意しなければいけないポイントなど、鳥居会員が直近に申請を行った事例を交えた丁寧な解説をしていただきました。

初心者にもとても分かりやすく、建設業許可申請への理解が深まる有意義な研修会となりました。

碧海支部　10月広報月間無料相談会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和３年10月22日㈮
　　午後１時30分～４時30分
場　所　ギャラリエアピタ知立店１階

行政書士制度広報月間に伴う活動として、毎月無料相談会を行っている安城市、刈谷市に加え、知立市、碧南市、高浜市の三市でも無料相談会を行い、10月22日は、知立市のギャラリエアピタ知立店で無料相談会を行いました。

私は今回安城市、刈谷市、知立市の相談員として無料相談会に参加しましたが、特に刈谷市での相談内容として、遺言書の作成からパートナーの認知症が少しづつ進んでいる気がするといった内容を多く聞きました。今後高齢化が進む中、老々介護問題など様々な問題が出てくるのかなと感じました。

知立市は、場所を正面入り口で実施したのですが、少しオープンな場所なこともあり、最初はなかなか相談に足を止めていただくことが難しかったのですが、その後、何組かの方からご相談がありました。相談内容は、相続、遺言に関する内容がほとんどでした。資料をお渡ししながらお話を伺うと、今のうちから色々調べて行動しているとおっしゃる方もいて、相続に対する皆さんの関心の高さを感じました。

今後もたくさんの方に相談に来ていただきたいと思います。

岡崎支部　社会保険についての基礎研修会

岡崎支部　伊東　毅

日　時　令和３年10月26日㈫
　　午後２時～４時
場　所　岡崎市図書館交流プラザりぶら３階301号室
講　師　伊東　毅会員（岡崎支部）
　　坂口　千晶会員（岡崎支部）
テーマ　『行政書士として知っておきたい社会保険の基礎知識』
参加者　22名

今回の研修会は、行政書士と社会保険労務士を兼業している支部会員２名が講師となり、行政書士業務をしていく中で、社会保険について知っておくと良いと思われる点をテーマとして取り上げました。

前半は伊東会員より、社会保険に加入しなければいけない会社や従業員の範囲をクイズ形式で解説しました。また社会保険料の金額の目安や、傷病手当金の計算方法、建設業許可申請の確認書類の中で社会保険に関連する資料についての説明もしました。

後半は坂口会員より、成年後見・相続の業務や外国人の方に関連した業務の中でどのような年金が関連するかについて解説しました。また老齢年金や障害年金、遺族年金のポイントや異なる年金を併給できる場合とできない事例についても解説していただきました。

社会保険、特に年金については、参加者ご自身にも関係する内容であるため、関心が高かったようで複数の質問をいただきました。

支部の研修会としては初めてのテーマでしたが、参加された方々の今後の業務に少しでもお役に立てていただければ幸いです。

東三支部　令和３年度第３回幹事会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和３年10月26日㈫
　　午後３時～４時
場　所　東三支部事務局をホストとしたオンライン配信
出席者　26名

令和３年度第３回目の東三支部幹事会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンラインによる開催となりました。

始めに水野悠副支部長による出席者数確認の後、青山貴洋支部長より本幹事会成立の報告、議事録署名者の指名に続き、各部の上半期の会務報告へと進行し、水野副支部長より本会会則改正に伴う支部規則改正案についての中間報告がありました。

支部規則改正案については、今後審議を重ね次回の総会において改めて決を採ることとなりました。

続いて各業務部会からの上半期の会務内容報告及び下半期の計画発表の後、杉浦庸祐・勝昭彦両監事より、コロナ禍の中でありながら役員が精力的に会務に励んでいるとの監査内容の報告がありました。

最後に山口妙子相談役より、新型コロナの状況を考慮しながら対面での幹事会や親睦会等を少しずつ再開出来るよう検討して欲しいとの要望があり、全体を通して出席者からの質問や意見等無く無事に閉会となりました。

本当に一日でも早く新型コロナが収束し、次回は対面形式＋懇親会開催が実現出来る状況になっていることを切に願います。

名南支部 令和３年度「支部研修旅行」

名南支部　山田　光男

日　時　令和３年10月31日(日)～11月１日(月)
場　所　奥飛騨「福地温泉と上高地」
参加者　19名

名南支部としては毎年恒例ですが、石川前支部長から山本新支部長にバトンタッチ後、緊急事態宣言解除を受けて、初めての研修旅行が無事催行されました。

一日目。出発時、名古屋では小雨が降っていましたが、お陰様で奥飛騨では傘の心配が全く必要ではありませんでした。

行きの車中では、元木副支部長による「遺産分割手続き」についての講義が行われました。相続分を確定する前段階でやるべきこと、注意点などを学びました。

昼食では、飛騨牛料理店「鳩谷（はとや）」にて、綺麗な霜降り入りの飛騨牛ロースステーキをぺろりといただきました。

その後、飛騨古川まつり会館に到着し、古川まつりの様子をビデオ上映で鑑賞してから、飛騨古川の街並みを散策し、瀬戸川にコイが放流されているのを見ることができました。

福地温泉「湯元長座」にて、温泉で旅の疲れを癒し、夕食では再びたっぷりの飛騨牛、アマゴの塩焼き、五平餅など、地元の食材を囲炉裏で堪能しました。

二日目。上高地（河童橋付近）を散策して、穂高連峰をバックに記念撮影。新穂高山頂付近の雪化粧、紅葉・黄葉の彩、梓川の水流。実に見事な景色でした。

その後、昼食（とろろ御膳）を食べ、飛騨物産館でお土産を買ってから、帰路につきました。

旅行中は、会食・温泉以外はマスクを着用し、バス乗車前には検温・アルコールによる手指消毒を行い、感染防止対策が十分に行われた研修旅行となりました。昨年から交流らしい交流がありませんでしたので、コロナ禍で対面での行事が実施できたことに感謝いたします。

令和４年こそは、観光業界にも活気が戻ってきてほしいと切に願っております。

ちょっとひと息 「品種登録」～出願手続編～

Q 出願料は現金での支払いでもかまいませんか。

A 出願料は収入印紙での支払いのみとなります。現金でのお取扱いはできませんのでご注意ください。

Q 出願書類の提出は郵送でもかまいませんか。

A 大丈夫です。収入印紙を貼付している書類ですので、簡易書留等での郵送をお願いします。

Q 出願したい植物を国内で１年以上前から譲渡していますが、登録できますか。

A 登録できません。もし、そのような状態で願書を送付された場合には、出願書を受け付けることはできますが、登録の要件の一つである未譲渡性を欠いていますので、拒絶の対象となります。ご注意ください。拒絶された場合、出願料47,200円は返還されません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

西北支部　宅地建物取引業の開業サポート業務についての研修会

会報委員　太田　尚志

日　時　令和３年11月５日㈮
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県不動産会館
講　師　石川　洋会員（西北支部）
出席者　30名

西北支部では11月の研修会に西北支部の石川洋会員を講師にお迎えして、宅地建物取引業の「開業サポート業務」につき研修を行いました。コロナウイルスの感染拡大もあり、マスク着用と手指の消毒、換気を徹底しての研修会となりました。

石川会員は不動産分野の業務に特化している非常に豊富な知識と経験を持つ会員です。

今回は西北支部として、宅建業開業手続き及び愛知宅建入会手続きへの開業サポート事業を行うため支部会員から申込者を募集し、参画するための必須研修会及び考査を行いました。

最初に支部長からの挨拶で今回の宅建事業につき支部として参画した経緯や意義を説明され、是非支部の活動を盛り上げて欲しいと話されました。

講義では石川会員からまず宅建業の現在を取り巻く状況の話から始まり、開業の全体の流れ、実務上の注意点、必要書類・申請書作成の流れ、ヒアリング等につき実際にあった事例などを交えて丁寧に解りやすく説明していただきました。

２時間の講義はあっという間に終わり、最後に考査を行い終了しました。

宅建業について会員の関心も高く、多くの方が参加し大変充実した研修会となりました。

中央支部　令和３年度第１回運輸交通業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和３年11月16日㈫
　　午後２時～４時
場　所　ライブ配信
講　師　八十川　英剛会員（中央支部支部長）
テーマ　『実践演習　名義変更・引越し時の自動車登録手続き』
出席者　22名

中央支部の令和３年度第１回運輸交通業務部会研修会は、自動車登録業務に明るく、現在は中央支部支部長の八十川英剛会員に講師をお引き受けいただき、「実践演習　名義変更・引越し時の自動車登録手続き」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

講義の前半は、自動車登録業務の実務期間や報酬単価相場をはじめ依頼される流れなど業務の特徴についてご説明いただきました。そして実際に顧客対応していく中でしっかりと確認しておくべきポイントを挙げていただき、詳しくご説明いただきました。

講義の後半は愛知運輸支局での移転登録と変更登録を例に依頼の多い３パターンをあげていただき、必要書類とその書き方、実際にどの窓口でどの手続きをするのか、またその順番について詳しくご説明いただきました。

事前にご準備いただいたレジメをもとに、講義の途中で時々別の資料なども織り交ぜながらきめ細かくご説明をしていただき、実務のイメージもしやすく講義全体を通してとてもわかりやすかったと思います。今回の講義を会員の皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

東三支部 令和３年度 支部研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和３年11月17日㈬
　　午後２時～５時
場　所　オンライン配信
講　師　第一部　COCORO VOICES代表
　　川添　美穂様
　　第二部　株式会社C.I代表取締役
　　竹田　浩一郎様
テーマ　『理論で学ぶ！できる士業のコミュニケーション力』

今回の東三支部企画部主催の研修会では、異なる２つの視点から「コミュニケーション力」について学ぶ、二部構成の研修をオンライン形式で実施しました。

第一部はCOCORO VOICES代表の川添美穂様を講師としてお招きし、最初に「メラビアンの法則」を活用することで、コミュニケーション力が上がるという解説をしていただきました。人は相手の第一印象を一瞬で判断すること、会話をする際の相手に影響を及ぼす順位は①見た目の印象②声③会話の内容、という人間の心理を踏まえ、笑顔できちんと相槌を打ちながら相手の話を聞くことで効果的に意思疎通が図れるというお話が印象的でした。その他にも参加者が２人一組になって共通点を言い合ったり、「エゴグラムテスト」という個性分析診断を行うことで思わぬ自分自身の内面を発見出来たりと、たいへん充実した講義となりました。

第二部は株式会社C.I代表取締役の竹田浩一郎様を講師としてお招きし、「印象心理から考える外見の使い方」をテーマに、自分に合った色調の着こなしをすることで印象が良くなるという解説をしていただきました。春夏秋冬に例えた４種類の色調のうち、自分がどれに当てはまって似合う色は何かという診断や、顔色を明るく見せる色の服を効果的に使うことで印象を良くすることができ、コミュニケーションがより円滑になるという説明など、こちらも非常に興味深い講義となりました。

我々行政書士を取り巻く環境は、ただ資格を持っているだけで安定して仕事を獲得できる状況ではありません。コミュニケーション力においても日々研鑽を重ね、今後の業務に活かしていきたいと思います。

ちょっとひと息 「品種登録」～出願手続編～

Q 品種登録出願のための様式はどうすれば手に入りますか。

A ２通りの方法があります。

①　品種登録ホームページからのダウンロード
　当ホームページの「様式一覧」からダウンロードできます。

②　郵送での取り寄せ
　250円または390円（令和３年７月現在）（品種登録出願の手引きの「郵便料金の目安」をご覧下さい）の切手を貼ったＡ４サイズの封筒に住所及びあて名を書いた返信用封筒を農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チームあて送付してください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

昭和支部 令和３年度第２回支部研修会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和３年11月18日㈭
　　午後３時～５時
場　所　天白スポーツセンター　１階第２会議室
講　師　弁護士法人心　税理士法人心
　　弁護士・税理士　小島　隆太郎様
テーマ　『相続を主力業務とするためのポイント解説』
参加者　オンライン参加10名、会場参加17名

昭和支部の令和３年度第２回支部研修会が開催されました。

講義の導入部分は行政書士法人心相続の代表行政書士である大沼勇人会員が担当され、心グループの紹介に続き、相続の発生状況を身近なデータで紹介いただきました。

講義の本編では、最初に相続マーケットの現状とマーケティングのポイントについて、小島講師の幅広い経験から事例を交えて解説していただきました。

続いて相続法改正がもたらす実務への影響に関して、配偶者居住権をはじめとする８つの項目を取り上げ解説と実務上の注意点を示していただきました。

最後には、お客様に提案すべき内容として、認知症対策も含めて元気なときから家族と関係を構築しつつ節目のステップ毎に最適な提案を行うことが重要であるというお話をいただきました。

今回の研修会のために相続担当部署の皆様が総力を挙げて準備されたという講義は、初心者でも非常にわかりやすく、レジュメも丁寧に作り込まれていてしっかり頭に残りました。相続業務に対する士業としての取り組み方についても大変参考になる素晴らしい研修会となりました。

昭和支部 令和３年度第２回支部例会の開催

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和３年11月18日㈭
　　午後１時30分～２時10分
場　所　天白スポーツセンター　１階第２会議室
参加者　オンライン参加６名、会場参加14名

昭和支部では２回目となる支部例会を開催しました。コロナ禍で支部会員同士が顔を合わせる機会が減る中で、定期的に支部に関連する情報を発信すると共に会員同士が交流できる機会を作るために、オンラインと対面を併用したハイブリッド型で行われるものです。

例会は清水良枝幹事の司会で進行し、武譲二副支部長の挨拶の後、松葉豪副支部長による支部活動の報告及び今後の予定の説明、伊福泰則副支部長による愛知県行政書士会の理事会報告、そして愛知県行政書士政治連盟の千田久人副会長による活動報告と続きました。

その後は会員の訃報の報告、新入会員５名、転入会員１名の紹介が行われ、終了となりました。次回は来年１月に開催が予定されています。

今後コロナ禍が落ち着いてくれば、会場参加者も増えて、より活発な交流が実現すると思います。新入会員の方々にとっても、各種支部研修会に加えてこのような会合が定期的に行われることは、支部や業界に関する情報をアップデートし、人脈を構築する上でも良い機会となるでしょう。

新城支部　令和3年度第1回支部研修会（補助金申請業務）

会報委員　鈴木　達也

日　時　令和３年11月19日㈮
　　午後３時20分～４時30分
場　所　新城文化会館　304会議室
出席者　６名
講　師　鈴木　達也会員
テーマ　『補助金申請業務について』（コロナの時代と行政書士業務）

本年度第１回目の支部会員向けの研修会が、コロナの時代で、補助金、給付金、支援金などの業務のニーズが高まるはずという社会背景を受けてこのテーマが選定されました。

これまで土地利用や相続関連のテーマが多かった新城支部の中では、新鮮な内容での開催となりました。

研修では、「私は、補助金・給付金で○○を○○しました」との問いかけからはじまり、どこかの学生さんは給付金の詐欺で逮捕されるという悪い事例とは対照的に、講師自ら「私は３つの異なる補助金で、ドローンを５機購入しました。」と、自らの事例を紹介しながら研修がはじまりました。コロナの経済対策全般に触れながら、「持続化補助金」「IT導入補助金」「事業再構築補助金」など、主要な制度について、それぞれの要件や申請の勘どころ、採択事例について、具体的な事業計画を紹介しながら、あっという間に時間が過ぎました。

会員からは、一次支援金、月次支援金の事前確認や、書類の作成支援でどうかかわっていいか手探りだったとか、お客様から「何か使える補助金はないか」と聞かれても、なかなかアンテナを高くしていないと十分に対応できないといった悩みも披露されました。

今後もコロナ対応を含め、経済対策も大掛かりな政府の予算対応が公表されたところでもあり、行政書士の腕のみせどころがより一層試される時代でもあります。

支部全体で、情報を共有し、研鑽に努め、資質の向上を図っていきたいです。

ちょっとひと息　「品種登録」～出願手続編～

Q 種子繁殖の植物を出願したいので種子を送付したいのですが、送付先はどこですか。

A 国立研究開発法人　農業・食品産業技術総合研究機構　種苗管理センター（以下、「種苗管理センター」という。）へ送付してください。種子を送付する際は「出願品種種子・種菌送付書」（当ホームページの「様式一覧」からダウンロードできます。）を添付してください。

Q 種子繁殖の植物を出願したいのですが、種子の準備ができていません。それでも出願はできますか。

A 種子は出願と同時に送付することになっていますので、種子の準備ができていないということであれば、出願の時期をご再考ください。また、その場合には、未譲渡性の要件についても注意してください。

なお、種子の準備ができないうちに出願をした場合には、農林水産大臣より種子の提出を促す命令が出される場合があります。その場合、提出できなければ出願の却下となりますのでご注意ください。却下された場合、出願料47,200円は返還されません。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事務局だより

■令和３年10月

１日㈮	私法部会開催 建設環境部打合せ開催
２日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催 行政書士による電話相談会開催
４日㈪	自販連との懇話会開催 運輸交通部会初心者向け業務研修会開催 運輸業務相談会開催 名城大学科目履修次年度打合せ開催
５日㈫	新規登録受付 国際部会開催 ADR手続説明会開催
６日㈬	新規登録受付 正副会長会開催 職務上請求書確認 須崎副会長、岩崎常務理事　県警訪問
７日㈭	須崎副会長、黒澤常務理事　県民会議訪問 佐藤理事　封印払出書確認
８日㈮	土地利用部会開催
11日㈪	部長会開催 総務小部会開催
12日㈫	岩井副会長　日行連　農水知財セミナーに関する打合せ出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報11月号校正会議開催 法務部打合せ開催
13日㈬	須崎副会長　日行連運輸交通部門会議出席 国際業務相談会開催 職務上請求書確認 本会・政連小連絡会開催
14日㈭	特定行政書士ブラッシュアップ研修打合せ開催
15日㈮	経理部会開催 Zoom環境検証 森越常務理事　法教育講師派遣
16日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催
17日㈰	特定行政書士考査
18日㈪	本会中間監査開催
19日㈫	西堀副会長　日行連中間監査出席 試験会場との打合せ開催 第３回試験正副サブ責任者会議開催 ADR手続説明会開催
20日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 西堀副会長　日行連中間監査出席 吉川副会長、柴田常務理事　会費未納裁判傍聴 登録証交付式 原田相談員　総務省「一日合同行政相談所」（名古屋会場）出席 職務上請求書確認
21日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 新入会員基礎研修会開催
22日㈮	正副会長、常務理事、伊福・高野理事　日行連と中地協単位会との連絡会出席
25日㈪	岩井副会長　日行連農林水産省との協議出席 OSSセンター看板設置に係るDVD研修会開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
26日㈫	前田会長、西堀・小柳津・岩井副会長、岡田・平松常務理事　日本行政書士会連合会70周年記念式典出席 個人情報漏えい事故調査チーム全体会議開催
27日㈬	太田相談員　総務省「一日合同行政相談所」（豊田会場）出席 一から始める土地に関する業務研修会開催 職務上請求書確認
28日㈭	申請取次行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催
29日㈮	法人経営業務相談会開催
30日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催

■令和３年11月

２日㈫	行政書士試験事前説明会開催 ADR手続説明会開催

■令和３年11月

４日㈭	正副会長会開催 職務上請求書確認 岩井副会長、森田試験監督員　特例受験者パソコン確認 矢澤常務理事　知多建設事務所訪問 佐藤理事　封印払出書確認
５日㈮	小柳津副会長、伊藤常務理事　自由業団体当番会、定例会出席
８日㈪	新規登録受付 広報部会開催
９日㈫	新規登録受付 部長会開催 平松常務理事　職務上請求書紛失窓口指導 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 吉川副会長　試験センター評議員来館対応 前田会長、吉川副会長　県法務文書課訪問 須崎副会長、岩崎常務理事　県警訪問
10日㈬	新規登録受付 国際業務相談会開催 職務上請求書確認作業
11日㈭	前田会長　日行連広報部会出席 平松常務理事　賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会出席 佐藤理事　封印払出書確認
12日㈮	前田会長　日行連広報部会出席 CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会開催
13日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催
14日㈰	令和３年度行政書士試験
15日㈪	私法部会開催
16日㈫	前田会長　日行連常任理事会出席 ADR手続説明会開催
17日㈬	前田会長　日行連常任理事会、理事会出席 建設環境部会開催 子安センター長、平松次長　ADR申込対応 職務上請求書確認
18日㈭	前田会長　日行連会長会出席 西川相談役　日行連国際部門会議出席 吉川副会長、岡田常務理事　伊藤弁護士訪問 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
19日㈮	登録証交付式 経理部公益法人会計勉強会開催 経理部会開催 須崎副会長　暴排連絡会議出席 西堀副会長、渡邊常務理事　県総務局長訪問 黒澤常務理事　法教育講師派遣
22日㈪	法務部会開催
24日㈬	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 役員研修会開催 前田会長、吉川副会長　県法務文書課訪問
25日㈭	岩井副会長　日行連知的財産部門及び法教育推進委員会合同会議出席、関係省庁表敬訪問 申請取次行政書士管理委員会開催 国際部初心者向け業務研修会開催 建設環境部業務相談会開催 職務上請求書確認
26日㈮	愛行会ゴルフ大会開催
27日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催
29日㈪	会報１月号編集会議開催 運輸交通部業務研修会開催
30日㈫	建設環境部業務研修会開催 河本理事　所有者不明土地問題対策に関する講演会出席 黒澤常務理事　暴力追放促進委員研修会出席 ADR紛争解決小委員会開催

会員の動向

令和３年11月25日現在
個人会員数　3,289人
法人会員数　63法人

新規登録入会者の紹介

登録番号　第21192207号
会員番号　第6527号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　市川　　勲

事務所　行政書士市川勲事務所
豊田市若林東町石根63番地19 アパートメントハウス壱番館108号
電話番号　　所属支部　豊田

登録番号　第21192208号
会員番号　第6528号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　浅井　　武

事務所　行政書士浅井武事務所
名古屋市守山区百合が丘1801番地
電話番号　090-8954-7440　所属支部　東名

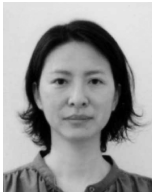

登録番号　第21192209号
会員番号　第6529号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　片山　映理子

事務所　行政書士片山映理子事務所
名古屋市東区葵三丁目25番20号 ニューコーポ千種橋1207号
電話番号　090-6642-4555　所属支部　中央

登録番号　第21192210号
会員番号　第6530号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　近藤　紀子

事務所　ピーチ行政書士事務所
名古屋市北区楠味鋺一丁目208番地
電話番号　090-7682-2648　所属支部　西北

登録番号　第21192211号
会員番号　第6531号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　宮本　　隆

事務所　みやもと行政書士オフィス
名古屋市港区宝神三丁目1816番地の５
電話番号　052-382-5868　所属支部　名古屋

登録番号　第21192212号
会員番号　第6532号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　猪子　和美

事務所　メーア行政書士事務所
名古屋市千種区京命一丁目14番３号 コーポ宮根３D
電話番号　052-726-5388　所属支部　中央

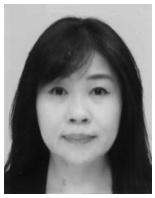

登録番号　第21192213号
会員番号　第6533号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　角谷　　郁

事務所　角谷郁行政書士事務所
名古屋市熱田区横田二丁目１番６号
電話番号　052-678-3821　所属支部　名南

登録番号　第21192214号
会員番号　第6534号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　野澤　成裕

事務所　まほぴよ行政書士事務所
岡崎市桜形町字八ツ田17番地２
電話番号　090-4117-6929　所属支部　岡崎

登録番号　第21192215号
会員番号　第6535号
入会年月日　令和３年10月２日
氏　　名　奥村　　準

事務所　行政書士　奥村事務所
東海市中ノ池四丁目１番地の13
電話番号　0562-38-7462　所属支部　知多

登録番号　第21192360号
会員番号　第6536号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　寺部　三詠子

事務所　てらべ行政書士事務所
豊川市国府町清水１番地７
電話番号　0533-56-8304　所属支部　東三

登録番号　第21192361号
会員番号　第6537号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　江上　佳明

事務所　江上行政書士事務所
江南市飛高町泉204番地１
電話番号　0587-77-9370　所属支部　尾北

登録番号　第21192362号
会員番号　第6538号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　田中　芳樹

事務所　行政書士　豊国法務事務所
名古屋市中村区宿跡町１丁目90番地の５
電話番号　052-880-4146　所属支部　名古屋

登録番号　第21192363号
会員番号　第6539号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　水谷　敏明

事務所　行政書士水谷敏明事務所
名古屋市港区錦町18番28号
電話番号　052-382-3608　所属支部　名古屋

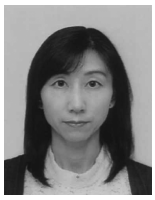

登録番号　第21192364号
会員番号　第6540号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　林　美紀子

事務所　林行政書士事務所
あま市七宝町遠島八幡島778番地
電話番号　090-2573-4423　所属支部　海部

登録番号　第21192365号
会員番号　第6541号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　郭　　曙光

事務所　郭曙光行政書士事務所
名古屋市中区栄一丁目22番16号(ミナミ栄ビル608号)
電話番号　052-211-7668　所属支部　中央

登録番号　第21192366号
会員番号　第6542号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　濱地　景祐

事務所　濱地景祐行政書士事務所
豊田市大林町10丁目６番地４
電話番号　0565-77-3989　所属支部　豊田

登録番号　第21192367号
会員番号　第6543号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　中村　桃子

事務所　行政書士法人名南経営
名古屋市中村区名駅一丁目１番１号 JPタワー名古屋34F
電話番号　052-589-2362　所属支部　名古屋

登録番号　第21192368号
会員番号　第6544号
入会年月日　令和３年11月１日
氏　　名　土生　周宙

事務所　行政書士法人NCP　名古屋事務所
名古屋市中区錦一丁目５番32号 アーク錦ビルディング７階
電話番号　052-218-5803　所属支部　中央

登録番号	第21192450号
会員番号	第6545号
入会年月日	令和３年11月15日
氏名	中西　洋介
事務所	行政書士こんどう事務所
	豊田市御幸本町１丁目192番地　京屋ビル３F
電話番号	0565-41-6434
所属支部	豊田

退会者のお知らせ

令和３年11月25日現在

支部	氏名	退会日
西北	太田吉美	令和３年９月30日
東名	加藤直樹	令和３年９月30日
碧海	角谷倉持	令和３年９月30日
碧海	奥村一治	令和３年９月30日
岡崎	鈴木紗侑里	令和３年９月30日
岡崎	宮島好弘	令和３年10月４日
名古屋	浦志翼	令和３年10月10日
名南	鈴木堅司	令和３年10月20日
東三	川岸秀彰	令和３年10月31日
尾北	熊﨑米夫	令和３年11月５日
豊田	加藤達彦	令和３年11月５日
中央	北川ひろみ	令和３年11月９日
豊田	横山淳	令和３年11月11日
岡崎	太田利夫	令和３年11月15日
中央	鈴木英輝	令和３年11月18日
名古屋	黒岡正好	令和３年11月20日

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2111901号
会員番号	第H79号
入会年月日	令和３年９月16日
法人の名称	行政書士法人寿限無
主たる事務所の名称	行政書士法人寿限無
主たる事務所所在地	名古屋市千種区大久手町６丁目13番地の４
主たる事務所電話番号	090-8488-6321
所属支部	中央

法人番号	第2112101号
会員番号	第H80号
入会年月日	令和３年９月１日
法人の名称	行政書士法人ひび事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人ひび事務所
従たる事務所所在地	豊田市中町中前32番地
従たる事務所電話番号	0565-77-6577
所属支部	豊田

法人番号	第2113401号
会員番号	第H81号
入会年月日	令和３年８月24日
法人の名称	アレグリア行政書士法人
主たる事務所の名称	アレグリア行政書士法人
主たる事務所所在地	名古屋市天白区古川町150番地　G-UP野並302号
主たる事務所電話番号	052-846-7413
所属支部	昭和

法人番号	第2113601号
会員番号	第H82号
入会年月日	令和３年10月８日
法人の名称	行政書士法人Liberte
主たる事務所の名称	行政書士法人Liberte
主たる事務所所在地	豊橋市向山台町13番地の７
主たる事務所電話番号	0532-55-8022
所属支部	東三

法人会員の変更案内

法人番号	第1303204号
会員番号	第H41号
法人の名称	行政書士法人みらいリレーション
従たる事務所名称	行政書士法人みらいリレーション　名古屋
従たる事務所電話番号	052-433-4711
社員（脱退）	内田　伸彦
社員（加入）	伊藤　賢吾
変更事由	事務所名称、事務所電話番号、社員の脱退、社員の加入
所属支部	名古屋

法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
従たる事務所名称	行政書士法人中村事務所　豊川オフィス
従たる事務所所在地	豊川市中央通三丁目28番地　豊川稲荷ビル3階
従たる事務所名称	行政書士法人中村事務所　春日井オフィス
従たる事務所所在地	春日井市鳥居松町五丁目31番地　三原ビル2階A・B号室
従たる事務所電話番号	0568-87-5055
社員（脱退）	関野　貴洋、鈴木　紗侑里
社員（加入）	大須賀　麻純
使用人（雇用・退職）	大須賀　麻純
変更事由	従たる事務所廃止、従たる事務所設置、社員の脱退、社員の加入、使用人の雇用、使用人の退職
所属支部	名古屋

法人番号	第1302703号
会員番号	第H53号
法人の名称	行政書士法人NCP
従たる事務所名称	行政書士法人NCP　名古屋事務所
従たる事務所所在地	名古屋市中区錦一丁目5番32号アーク錦ビルディング7階
使用人（雇用）	川端　ゆかり
変更事由	従たる事務所所在地、使用人の雇用
所属支部	中央

法人番号	第1002407号
会員番号	第H58号
法人の名称	行政書士法人倉敷昭久事務所
従たる事務所名称	行政書士法人倉敷昭久事務所　名古屋オフィス
使用人（退職）	川端　ゆかり
変更事由	使用人の退職
所属支部	中央

法人番号	第2103201号
会員番号	第H73号
法人の名称	行政書士法人心相続
主たる事務所名称	行政書士法人心相続
主たる事務所電話番号	052-485-4218
変更事由	事務所電話番号
所属支部	名古屋

ご逝去会員のお知らせ

西　北支部　東　埜　　潔　会員　　令和3年10月4日ご逝去　（享年61歳）
名古屋支部　成　瀬　良　二　会員　　令和3年10月22日ご逝去　（享年60歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　前　田　　望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	舟橋　　徹			052-715-6155	事務所電話番号
中央	祖上　政仁				単位会変更（山梨会へ）
中央	大隅　浩一	名古屋市中区金山五丁目５番20号 ２階	460-0022		事務所所在地
中央	石浦　有利子	名古屋市東区砂田橋二丁目１番 C-1012号（矢田川パークハウス）	461-0045		事務所所在地
中央	野上　淳司	名古屋市中区錦一丁目５番32号 アーク錦ビルディング７階	460-0003		事務所所在地
中央	伊藤　頼子	名古屋市中区栄三丁目２番３号 名古屋日興証券ビル４階	460-0008	052-269-8141	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	長谷川　将幸 行政書士法人寿限無				事務所名称
中央	川端　ゆかり 行政書士法人NCP　名古屋事務所	名古屋市中区錦一丁目５番32号 アーク錦ビルディング７階	460-0003	052-218-5803	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	石川　誠也 行政書士法人寿限無				事務所名称
西北	澤田　隼人	名古屋市西区那古野一丁目３番16号 G next nagono ５F	451-0042		事務所所在地
名古屋	大野　裕次郎				単位会変更（東京会へ）
名古屋	佐竹　康弘	名古屋市中村区亀島二丁目６番16号 大升ビル２階	453-0013		事務所所在地
名古屋	窪田　祐一			052-433-8820	事務所電話番号
名古屋	山内　真二			052-700-2242	事務所電話番号
名古屋	馬場　　潤			052-485-4218	事務所電話番号
名古屋	神野　友祐 じんの行政書士事務所	名古屋市港区小碓一丁目37番地	455-0801	050-3631-1414	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	伊藤　賢吾 行政書士法人みらいリレーション　名古屋			052-433-4711	事務所名称、 事務所電話番号
昭和	山岡　兄一	名古屋市天白区池場５丁目1207-１ 鈴木荘Ⅱ　EAST	468-0055	052-802-5790	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	髙澤　敏明	名古屋市天白区池場五丁目1207番地１ 鈴木荘Ⅱ　EAST	468-0055		事務所所在地
昭和	森本　雄一 アレグリア行政書士法人				事務所名称

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
昭和	伊福　泰則	名古屋市天白区野並一丁目83番地 イズミ第一ビル１A-西	468-0045		事務所所在地
昭和	宮田　俊英	名古屋市天白区境根町92番地 三信ビル３階	468-0035		事務所所在地
昭和	岩﨑　えり子			0561-41-8184	事務所電話番号
名南	木下　貴義	名古屋市瑞穂区新開町20番10号 ファミリアーレ神宮東第２　702号	467-0856	052-717-6804	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	鈴木　次夫			052-693-9255	事務所電話番号
東名	内田　伸彦 内田伸彦行政書士事務所	瀬戸市北脇町251番地 カサミヤ２Ｆ東号室	489-0918	0561-82-1993	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東名	髙野　康司			052-737-1123	事務所電話番号
尾張	坂井　久世	春日井市八田町７丁目１番地13 坂井ビル２階	486-0849	0568-50-2688	事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	山﨑　真一郎 行政書士事務所TDS				事務所名称
尾張	堀井　義明 行政書士法人中村事務所　春日井オフィス	春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル２階Ａ・Ｂ号室	486-0844	0568-87-5055	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	宮城　文彦			050-5526-3898	事務所電話番号
知多	岩田　正光	半田市白山町２丁目１番地の２ ホワイトハイツ15号	475-0912		事務所所在地
岡崎	鈴木　康弘	岡崎市岡町字北保母境１番地１ コーポ梅村　B103	444-0005		事務所所在地
岡崎	大須賀　麻純 行政書士法人中村事務所　岡崎オフィス	岡崎市本町通一丁目12番地 サンアベニュービル1.5階	444-0051	0564-73-3939	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	日比　典彦 行政書士法人ひび事務所				事務所名称
碧海	山本　武司 行政書士つかさ法務事務所				事務所名称
碧海	関野　貴洋 行政書士関野事務所	刈谷市若松町３丁目９番地 YF BLDG　3階 319	448-0858	050-6868-4623	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	相羽　茂哉 行政書士SDGsリーガルパートナーズ				事務所名称
東三	山内　真理子			0532-63-9332	事務所電話番号

COSMOS通信１月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和３年10月７日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　相談員：土井　正人会員　中島　崇会員
　　相談者：２人

日　　時　令和３年10月13日㈬　午後１時～４時
場　　所　小牧市役所
セミナー　成年後見セミナー
講　　師　佐藤管轄長
　　参加者：19人
相 談 会　相談員：佐藤管轄長　堀　己喜男会員
　　東　芳幸会員　丹羽　友道会員
　　相談者：３人

日　　時　令和３年10月16日㈯17日㈰
　　午前10時～午後３時
場　　所　常滑市「古今散策」
相 談 会　相談員：平松支部長　柴田副支部長
　　山木業務管理部長　溝口広報部長
　　佐野相談部長　中島　崇会員
　　相談者：１人

日　　時　令和３年11月17日㈬　午後１時～４時
場　　所　犬山市役所　会議室
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員　東　芳幸会員
　　相談者：３人

日　　時　令和３年11月18日㈭　午後１時～４時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　相談員：犬塚　智子会員　東　芳幸会員
　　相談者：０人

日　　時　令和３年11月24日㈬　午後１時～４時30分
場　　所　総合福祉センター小ホール（春日井市）
セミナー　成年後見セミナー
講　　師　堀　己喜男会員
　　参加者：14人
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員　丹羽　友道会員
　　西原　公正会員
　　相談者：８人

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和４年１月６日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年１月17日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所　市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年２月10日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所新庁舎２階
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年２月16日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所　会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月15日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月17日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月23日㈬　午後２時～４時
場　　所　レディヤンかすがい（春日井市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中の年明けは、どのような状況となっているのでしょうか。

このあとがきは令和３年11月末に書いているのですが、令和４年は世界全体、日本、みなさまの身近な状況が少しでも良くなっていることを祈っています。

そして、デジタル化がより一層の速度で進む現在、より良い広報活動で、困難な時代をご一緒するみなさまのお力になれるよう、広報部一同アイディアを出し合って頑張ってまいります！

広報部　水野　悠

《今月の表紙》　秋葉山圓通寺「火渡り神事」

熱田の両参り「熱田さま」「秋葉さま」として親しまれている＊秋葉大権現は火の神様として敬われ“火防守護”その他七難を除き、除災開運・家内安全・授福繁栄の神様です。

日本最古唯一の秋葉大権現ご出現の霊場で、今より千八百年程前草薙剣を奉齊した熱田神宮の境内に日本武尊を火難から救い、わが国の平和を守られた秋葉大権現を祀られたのが「秋葉社」の始めです。以後、全国各地でご分神がお祀りされるようになりました。

火渡り神事（火まつり）は、毎年12月16日に行われ、境内に４間（約７メートル）四方の大護摩を焚き、火防守護・緒難消滅・福徳延命などを祈願してその上を修験者や信者が裸足で渡るもので、毎年多くの人が訪れます。

＊秋葉大権現：実在した三尺坊と言う修行僧（修験者）が神通力を得て天狗となり、神格化した呼び方

写真提供：秋葉山圓通寺　山主　桑原洋行様より提供

文：秋葉山圓通寺HPからの転載は許諾済み
（http://www.akibasan.or.jp/）

会報310号　担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤　直仁
	次長	水野　悠
	部員	鈴木　里佳
	部員	中村　修一
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	森　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	長峰　均
	（会員訪問記）	西川　清美

会報310号　令和４年１月１日発行

発行人　前田　望
編集人　伊藤　直仁

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

令和4年 新年賀詞交歓会
中止のお知らせ

例年1月に行われております新年賀詞交歓会は、令和4年1月開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止致します。

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※
・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争※
・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a）運営主体：愛知県行政書士会（所管）：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b）実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c）実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d）実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
（祝日・休日・年末・年始は休み）

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。（認証番号No.62）

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分